業務委託契約書

（クリエイティブ業務全般用 電子締結・オンライン版）

発注者（以下「甲」という）と、ARDEO Creative Studio（以下「乙」という）は、乙が受託する業務（以下「本業務」という）について、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を電磁的方法により締結する。

第1条（目的・業務内容）

1 乙は、甲に対し、下記の業務を遂行し、成果物を納品する。

（1）映像・動画コンテンツの企画、制作、編集

（2）SNSアカウントの運用管理（投稿作成・スケジュール管理・レポート等）

（3）グラフィックデザイン・印刷物の企画、制作（名刺・チラシ・パンフレット等）

（4）Webサイトの企画、制作、更新・改修

（5）AIツール・チャットボットの構築および導入支援

（6）その他、甲乙が書面または電磁的方法で合意した業務

2 個別案件の詳細（業務範囲、納期、報酬等）は、別途発行する見積書に定めるものとし、本契約と見積書が矛盾する場合は見積書が優先する。

第2条（納期・納品方法）

1 乙は、見積書に定める納期までに成果物を納品する。

2 納品はオンラインストレージ、メール等の電磁的方法によるものとする。

3 天変地異、システム障害その他乙の責に帰さない事由による遅延については、乙は責任を負わない。その場合、乙は甲に速やかに通知し、納期を協議の上延長できる。

第3条（修正・変更）

1 甲は、成果物の納品後7日以内（見積書に別途定める場合はその期間内）に修正依頼を申し出ることができる。

2 修正は2回（往復2回を1回とする）まで報酬に含む。3回目以降の修正、および当初合意の仕様を超える変更は、別途費用を協議の上、追加発注とする。

3 修正依頼は書面または電磁的方法（メール・チャットツール等）により行うものとする。

第4条（検収）

1 甲は、成果物の納品を受けた日から3日以内（見積書に別途定める場合はその期間内）に検収を行い、その結果を乙に通知する。

2 上記期間内に甲から異議の申し出がない場合は、検収完了とみなす。

3 検収完了後に発見された不具合等については、乙の保証義務の対象外とする。ただし、乙の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。

第5条（報酬・支払い）

1 報酬の金額および内訳は、見積書に定めるとおりとする。

2 消費税は別途甲が負担する。

３ 甲は、乙の請求書発行後30日以内（見積書に別途定める場合はその期日まで）に、乙の指定口座へ振込により支払う。振込手数料は甲が負担する。

４ 支払いが遅延した場合、甲は遅延損害金（年14.6%）を乙に支払う。

５ 源泉所得税の徴収が必要な場合、甲が法令に従い処理するものとし、乙に対して源泉徴収票を交付する。

第6条（キャンセル・中途解約）

１ 甲が本契約または個別案件を解約する場合、以下のキャンセル料を乙に支払う。なお、「制作開始日」とは、撮影実施日、または撮影を伴わない案件においては素材を乙が受領した日もしくは乙が作業着手を甲に通知した日のいずれか早い日をいう。

解約通知のタイミング	キャンセル料
制作開始14日以上前	報酬総額の30%
制作開始7日以上14日未満	報酬総額の50%
制作開始7日未満	報酬総額の100%

２ 既に乙が費やした実費（交通費・外注費・機材費等）は別途甲に請求できる。

３ 乙の都合による解約の場合、乙は甲に生じた実損を補償する。

第7条（著作権・知的財産権）

１ 乙が制作した成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）は、甲が報酬の全額を支払った時点で、甲に移転する。

２ 乙は、著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権・公表権）を甲に対して行使しない。

３ 成果物に乙またはBGM・フォント等の第三者が権利を有する素材を使用する場合、乙はライセンス処理を行い、甲への使用を保証する。ただし、甲が指定した素材については甲の責任とする。

４ 乙は、甲の事前承諾を得て、制作実績・ポートフォリオ目的で成果物の一部または全部を使用できる。

５ 編集プロジェクトファイル（.prproj・.aep・.ai・.psd等）および制作過程で使用した中間素材・購入素材は、成果物には含まれず、乙に帰属する。甲が当該データの提供を求める場合は、別途費用を協議の上、追加発注とする。

第8条（機密保持）

１ 甲および乙は、本契約の履行に際して知得した相手方の業務上・技術上の情報（以下「機密情報」という）を、第三者に開示・漏洩してはならない。

２ 機密保持義務は、本契約終了後３年間継続する。

３ 次の情報は機密情報に該当しない。

（１）開示を受けた時点で既に公知であった情報

（２）開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報

（３）法令または裁判所・行政機関の命令により開示が義務付けられた情報

第9条（個人情報の取扱い）

１ 乙は、業務遂行上取得した個人情報を、本業務の目的以外に使用しない。

２ 乙は、個人情報の保護に関する法律その他関連法令に従い、適切に管理する。

第10条（再委託）

乙は、甲の書面による事前承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は再委託先に本契約と同等の義務を課し、その行為について甲に対して責任を負う。

第11条（表明保証）

乙は、本業務の遂行が第三者の著作権、商標権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないことを表明し保証する。ただし、甲が提供・指定した素材に起因する場合はこの限りでない。

第12条（免責・損害賠償の制限）

１

乙の債務不履行または不法行為により甲に損害が生じた場合、乙の賠償責任は当該見積書の報酬総額を上限とする。

２ 乙は、間接損害・逸失利益・機会損失については責任を負わない。

３ 前二項は、乙の故意または重大な過失による場合には適用しない。

第13条（契約期間）

本契約の有効期間は、署名日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれかから書面による終了の申し出がない場合は、同一条件でさらに１年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

第14条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、現在および将来にわたり、自己が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体等）に該当しないこと、およびこれらと関係を有しないことを表明・保証する。この表明・保証が虚偽であることが判明した場合、相手方は直ちに本契約を解除できる。

第15条（協議・解決）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決する。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

契約締結日： 年 月 日（電磁的記録による）

発注者（甲）	受注者（乙）
メールアドレス：	屋号：ARDEO Creative Studio 代表者：金島　政章
氏名・社名：	メール：info@ardeo.jp

電子署名・承認記録： （CloudSign等の電子契約サービス、 またはメール・チャット上の承認記録）	電子署名・承認記録： （同左）

※ 本契約は電磁的方法（CloudSign等の電子契約サービス、またはメール・チャット上の合意記録）により締結する。電子契約サービスの記録をもって署名に代える。

※ 個別案件ごとに見積書を発行し、甲の承認（返信メール・チャット・クラウドソーシングプラットフォーム上の発注操作等）をもって個別契約の成立とする。

※ クラウドソーシングプラットフォーム（ランサーズ等）経由の取引においては、当該プラットフォームの利用規約と本契約が並存する。内容が矛盾する場合は当該プラットフォームの利用規約が優先する。